

地域県土警察常任委員会資料

(令和7年7月22日)

[件名]

- 「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」に係る
鳥取県知事、徳島県知事及び新潟市長の会談の開催結果について
(危機管理政策課) … 2

- 原子力発電所の安全対策に係る周辺自治体への支援に関する共同緊急要望
について
(原子力安全対策課) … 4

- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について (第40報)
(原子力安全対策課) … 7

- 第71回鳥取県消防ポンプ操法大会の開催結果について
(消防防災課) … 8

危機管理部

「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」に係る 鳥取県知事、徳島県知事及び新潟市長の会談の開催結果について

令和7年7月22日
危機管理政策課

本年4月に施行された「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」（総務省策定）において、南海トラフ地震発生時に、鳥取県は新潟市とともに徳島県を即時に応援するカウンターパートとして位置づけられたことを踏まえ、3県市の首長が初めて対面で意見交換を行いました。



- 1 **日時等** 令和7年7月10日（木）11:00～11:30 （於：東京都）
- 2 **出席者** 鳥取県知事 平井 伸治、徳島県知事 後藤田 正純、新潟市長 中原 八一
- 3 **意見交換内容**

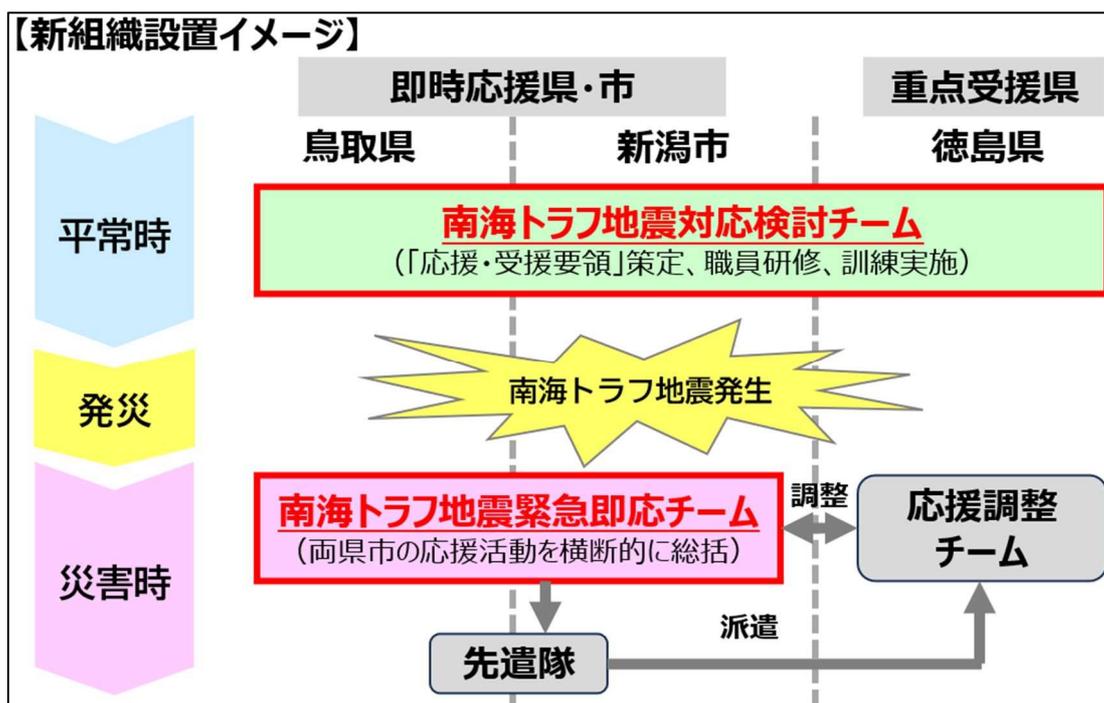
本県から、「南海トラフ地震に対し、徳島県、鳥取県及び新潟市が実効性のある応援・受援体制を構築するため、“平常時”及び“災害時”の対応組織を設置すること」を提案し、了承された（※新組織の詳細は、次回チーム会議で検討。）。

【平常時】南海トラフ地震対応検討チーム（仮称）

- ・「応援・受援要領」策定、職員の研修等の開催、訓練の実施等を担う常設型の組織
- ・各県市の課長級をトップとし、関係職員で構成。事務局は徳島県が担う

【災害時】南海トラフ地震緊急即応チーム（仮称）

- ・鳥取県及び新潟市にそれぞれ設置される「即時応援県等活動本部」を横断的にまとめる臨時組織
- ・各県市の部長級をトップとし、関係職員で構成。事務局は鳥取県が担う
- ・必要に応じ、徳島県に設置される「応援職員派遣調整チーム」とも調整



< 3 県市首長の発言概要 >

- 【鳥取県知事】・平常時に「南海トラフ地震対応検討チーム（仮称）」を立ち上げてはどうか。同チームでは応援受援体制をしっかりと話し合って策定をし、職員研修、訓練を実施する。
- ・災害時には、「南海トラフ地震緊急即応チーム（仮称）」という、被災地外の応援側のもう1つの拠点を設けて、応援県同士お互いに連絡を取ってはどうか。応援職員を送り出す方でも連携していく体制が取れないか。
 - ・今回のこのミッションをしっかりと果たしていければと思う。
- 【徳島県知事】・3県市の体制が全国のモデルケースになるような取組をしてきたい。
- ・顔の見える関係を作っていきたい。
- 【新潟市長】・即時応援市として役割をしっかりと果たしていきたい。
- ・今後訓練等を通じ、より一層連携を密にし、実効性のある体制を築いていきたい。

【参考：「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」（以下「プラン」）の概要】

1 プランの位置付け等

南海トラフ地震を対象に、総務省の「応急対策職員派遣制度」の特例を定めるもの（令和7年4月1日施行）。予め応援編成計画（応援・受援自治体の組合せ）を定め、体制を構築しておくことで、迅速な派遣、効果的な支援実施を図る（通常は発災後に応援・受援自治体を調整・決定）。プランでは10の重点受援県に対する応援県等の組合せが示され、鳥取県は新潟市とともに、徳島県（重点受援県）を即時に応援するカウンターパート（即時応援道県等）として決定された。

2 即時応援道県等における応援体制

南海トラフ地震の発生時には、プランに基づき、鳥取県（市町村含む）及び新潟市は、情報収集や応援ニーズの把握等を行う「先遣隊」及び災害対応業務に従事する職員からなる「応援隊」を徳島県に派遣し、支援を行う。

3 支援対象業務

主に次の3業務が支援対象となるが、緊急性に応じてその他の業務についても支援に努める。

- ①災害マネジメント支援、②避難所運営業務支援、③住家被害認定調査・罹災証明書交付業務支援

原子力発電所の安全対策に係る周辺自治体への支援に関する共同緊急要望について

令和7年7月22日
原子力安全対策課

令和7年6月27日（金）、本県を含む原子力発電所の周辺7府県が共同で、青木内閣官房副長官及び関係省庁に対し、原子力発電所安全対策に係る周辺自治体への支援について緊急要望を行いました。

1 要望内容

福島第一原子力発電所事故後の法改正（平成24年）に伴い、原発30km圏内の周辺自治体でも立地自治体と同等の原子力防災対策を実施する責務が生じた一方で、立地自治体への手厚い財政措置に比較すれば、今なお、立地自治体と大きな財源格差が生じている。

については、周辺自治体においても原子力防災対策に必要なかつ十分な財政措置を強く求める。

※ 同日、原子力発電所の立地道県（周辺県でもある山口県含む13道県）が、石破総理及び関係省庁に対し、原子力防災対策に係る財政措置の対象地域の見直し等を要請

2 要望者

原子力発電所に係る周辺7府県（富山県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、福岡県、長崎県）の知事等

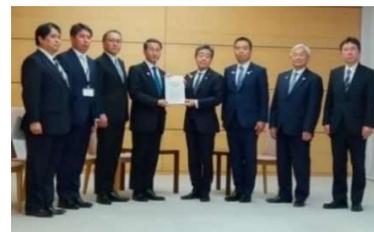
3 要望結果

（1）官邸への要望

対応者：青木 一彦 内閣官房副長官

《コメント》原子力災害に行政区域の境は関係なく、原発から30km圏内の枠組みの中で、広がりを持って考える必要がある。周辺地域への財源措置について皆さんと一緒に協力していきたい。

出席者：平井鳥取県知事、三日月滋賀県知事、大石長崎県知事、生嶋福岡県副知事、その他各周辺府県（事務方）



（2）経済産業省への要望

対応者：竹内 真二 政務官

《コメント》できる限り各地域の要望を踏まえながら、財源の確保を念頭に置いて不断に検討していくという基本姿勢で臨んでいきたい。

出席者：平井鳥取県知事、大石長崎県知事、生嶋福岡県副知事、その他各周辺府県（事務方）

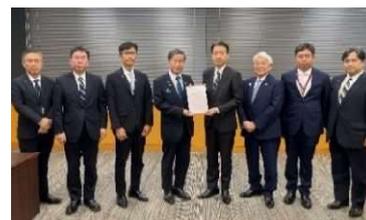


（3）内閣府への要望

対応者：柿田 恭良 科学技術・イノベーション推進事務局 統括官

《コメント》周辺地域が抱える立地地域とのギャップについて、内閣府をはじめ関係省庁と問題意識を共有し、しっかり対応してまいりたい。

出席者 平井鳥取県知事、生嶋福岡県副知事、その他各周辺府県（事務方）



【添付資料】

- ・原子力発電所の安全対策に係る周辺自治体への支援に関する共同緊急要望

(添付資料)

原子力発電所の安全対策に係る
周辺自治体への支援に関する
共同緊急要望

(令和7年6月)

富山県知事	新田八朗
岐阜県知事	江崎禎英
滋賀県知事	三日月大造
京都府知事	西脇隆俊
鳥取県知事	平井伸治
福岡県知事	服部誠太郎
長崎県知事	大石賢吾

福島第一原子力発電所事故の深刻な影響が10kmよりも外で生じたことから、原発30km圏内の周辺自治体も、平成24年の原子力災害対策特別措置法等の改正により、原子力災害対策を実施する責務が新たに生じたところである。

これにより、地域防災計画及び広域住民避難計画の策定や住民避難対策の実施など立地自治体と同等の原子力防災対策を行わなければならないこととなったが、立地自治体への手厚い財政措置に比較すれば、今なお、立地自治体と大きな財源格差が生じている。

については、周辺自治体においても、新たな制度や運用見直しなどにより、原子力防災対策に必要なかつ十分な財政措置に配慮するよう強く求める。

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第40報）

令和7年7月22日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は6月26日）

1 島根原子力発電所1号機（前回報告から変化なし）

廃止措置計画変更認可（第2段階への移行）：令和6年5月17日

原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の作業着手：令和6年5月29日

現在、放射線管理区域内設備の解体撤去、解体保管物の保管エリア設定、解体機器選定及び方法の検討等を実施している。

2 島根原子力発電所2号機

<特定重大事故等対処施設>

原子炉設置変更許可：令和6年10月23日

設計及び工事の計画の認可申請：令和7年1月31日

7月10日に設計及び工事の計画の認可申請に関する2回目の審査会合（非公開）が開催された。

3 島根原子力発電所3号機

原子炉設置変更許可申請：平成30年8月10日（補正2回）、審査会合16回。

安全対策工事完了予定：令和10年度目途

- 7月3日に中国電力主催の審査状況等に関する自治体向け説明会が開催され、本県を含む関係自治体の職員が出席した。（公開、一般傍聴可）

※島根3号機の審査状況に関する説明会としては2回目。

- 島根2号機に係る説明会（初回：平成26年3月10日）から通算すると39回目の説明会
- 7月18日に16回目の審査会合が開催され、中国電力は島根原子力発電所に影響を及ぼす可能性のある火山とその影響（火山灰）について説明した。原子力規制委員会からは、概ね妥当な検討がなされたと評価され、火山の議論は収束した。

第71回鳥取県消防ポンプ操法大会の開催結果について

令和7年7月22日
消 防 防 災 課

消防団員が火災から地域住民の生命・身体・財産を守るために必要な技術の向上及び士気の高揚を図り、もって消防団の消防活動の充実に寄与することを目的として、次のとおり「第71回鳥取県消防ポンプ操法大会」を開催しました。

1 開催日時 令和7年7月6日（日）午前10時から午後3時30分まで

2 開催場所 鳥取港西浜地区埠頭用地（鳥取市賀露町西4丁目）

3 主催 鳥取県、公益財団法人鳥取県消防協会

4 出場分団

県内7地区の予選を経た24隊ほかが出場。

- (1) ポンプ車操法の部 計12隊（6人で1隊）
- (2) 小型ポンプ操法の部 計12隊（5人で1隊）
計24隊 132名
- (3) 軽可搬ポンプ操法披露の部 鳥取市女性消防隊、境港市女性消防隊（各隊6人）

5 成績

	ポンプ車操法の部	小型ポンプ操法の部
優勝	米子市消防団 夜見分団	鳥取市消防団 鹿野第2分団
準優勝	大山町消防団 名和分団	倉吉市消防団 上井分団
第3位	鳥取市消防団 鳥取大正分団	鳥取市消防団 鳥取神戸分団

※ポンプ車操法の部の優勝の米子市消防団夜見分団は6年連続の優勝。

6 全国大会への出場

10月28日（火）に神奈川県で開催される第26回全国女性消防操法大会に鳥取県代表として、境港市女性消防隊が出場。

なお、ポンプ車操法の部、小型ポンプ操法の部の全国大会は、女性消防操法全国大会との隔年開催のため、本年度の開催なし。



開会式 選手宣誓の様子



放水の様子